

2 消安第6327号
環自総発第2104013号
令和3年4月1日

別記関係団体の長 宛

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

環境省自然環境局総務課長
(公 印 省 略)

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行
について

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和3年農林水産省令・環境省令第2号。以下「改正省令」という。）が令和3年4月1日付けで公布されました。本改正の内容は、下記のとおりですので、その内容について留意の上、貴会傘下の会員に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第1 改正の内容

省令別表1の(3)において、砒素の含有許容量（15 μ g/g以下）の規定が、無機砒素の含有許容量（2 μ g/g以下）の規定に改められました。

第2 施行期日

改正省令は、令和3年10月1日から施行されます。

別記

一般社団法人ペットフード協会会長
ペットフード公正取引協議会会長
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長
一般社団法人日本ペット用品工業会会長
一般社団法人日本科学飼料協会理事長
協同組合日本飼料工業会会長
一般社団法人日本畜産副産物協会会長
飼料輸出入協議会会長
全国飼料輸入協議会会長
日本小売業協会会長
日本チェーンストア協会会長
公益社団法人日本通信販売協会会長
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会会長
日本生活協同組合連合会代表理事長
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会長
日本チェーンドラッグストア協会代表理事
一般社団法人フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人日本百貨店協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長
一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長
公益財団法人日本動物愛護協会理事長
公益社団法人日本動物福祉協会理事長
公益社団法人日本愛玩動物協会会長
公益社団法人日本獣医師会会長
一般社団法人日本動物看護職協会会長
中央ケネル事業協同組合連合会代表理事
一般社団法人ジャパンケネルクラブ理事長
一般社団法人全国ペット協会会長
公益社団法人日本動物園水族館協会会長
一般社団法人日本小動物獣医師会会長
公益社団法人日本動物病院会会長
一般社団法人優良家庭犬普及協会会長